

航空自衛隊達第33号

防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第11条の規定に基づき、航空自衛隊公印規則を次のように定める。

平成19年8月30日

航空幕僚長 空将 田母神 俊雄

航空自衛隊公印規則（登録外報告）

改正	平成24年	3月23日	航空自衛隊達第18号
	平成25年	7月31日	航空自衛隊達第50号
	平成26年	7月31日	航空自衛隊達第57号
	平成27年	10月1日	航空自衛隊達第50号
	平成28年	1月29日	航空自衛隊達第7号
	平成29年	3月31日	航空自衛隊達第18号
	平成29年	6月23日	航空自衛隊達第27号
	令和元年	6月27日	航空自衛隊達第14号
	令和3年	3月18日	航空自衛隊達第19号

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊の部隊及び機関並びに航空幕僚監部並びにこれらにおかれる会計機関において使用する公印の形式、寸法、届出手続、

保管等について、防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令（以下「公印訓令」という。）及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（以下「会計機関公印訓令」という。）に定められるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、公印訓令及び会計機関公印訓令に定められているもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 部隊等 編合部隊、編制部隊、編制単位群部隊、編制単位部隊、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第1項又は第2項の規定に基づき特別に編成された部隊、機関及び地方機関並びに航空幕僚監部をいう。

(2) 基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。

(3) 職印 部隊等の長、基地司令等又は法令により職務権限が定められたものの職名を刻印した

ものをいう。

(4) 会計機関印 会計機関公印訓令に定める公印をいう。

(5) 公印 省印、職印及び会計機関印を総称していう。

(6) 作成 公印を新たに作ることをいう。

(7) 改刻 公印の摩滅、損傷、亡失等により、旧印を廃止し、旧印と形式、寸法等の同様な公印を作ることをいう。

(公印に彫刻する文字及び公印の寸法)

第3条 公印に彫刻する文字及び公印の寸法は、別表第1、別表第2及び別表第3の当該区分によるものとする。

(公印の形式等)

第4条 公印訓令第3条、会計機関公印訓令第9条第1項及び第10条第1項にいう明りょうな字体とは、かい書又はてん書とする。

2 公印訓令第5条にいう硬質の印材とは、通常角材又は木材とする。

(作成)

第 5 条 公印は、別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 に掲げられたものでなければ作成してはならない。

2 部隊等（独立して所在しない編制単位部隊及び編制単位群部隊を除く。次条において同じ。）の長は、当該部隊等において前項に規定する公印以外の公印を必要とするときは、あらかじめ航空幕僚長の承認を得て作成するものとする。

3 隊員は、公印に類似する印章を作成し、使用してはならない。

（作成、改刻又は廃止の届出）

第 6 条 部隊等の長又は基地司令等は、公印を作成し、改刻し、又は廃止したときは、別紙様式第 1 又は別紙様式第 2 により、速やかに航空幕僚長（総務課長気付）に届け出なければならない（登録外報告）。

（登録等）

第 7 条 航空幕僚監部総務部総務課長は、別紙様式第 3 の公印登録簿を備え、前条の規定により届出のあったときは、これに当該公印の印影を登録

し、又は抹消しなければならない。

附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊公印規則（昭和39年航空自衛隊達第44号）は、廃止する。
- 3 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）の一部を次のように改正する。

第106条第1項中「（昭和39年航空自衛隊達第44号）」を「（平成19年航空自衛隊達第33号）」に改める。

附 則（平成24年3月23日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊達第50号）

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日航空自衛隊達第57号）

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日航空自衛隊達
第 50 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 29 日航空自衛隊達
第 7 号）

この達は、平成 28 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日航空自衛隊達
第 18 号）

この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 23 日航空自衛隊達
第 27 号）

この達は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日航空自衛隊達第
14 号）

（施行期日）

1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に
定める様式で、現に残存するものは、所要の修正
を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 1 8 日航空自衛隊達第

1 9 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この達は、令和 3 年 3 月 1 8 日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）（省印）

区 分	寸法 〔ミリメー トル平方〕	彫刻する文字例
編合部隊の印	30	航空自衛隊 航空総隊
編制部隊の印	30	航空自衛隊 第1航空団
独立して所在する編 制単位群部隊の印	28	航空自衛隊 航空救難団 整備群
独立して所在する編 制単位部隊の印	28	航空自衛隊 航空保安管 制群 浜松管制隊
機関の印	30	航空自衛隊 幹部学校
地方機関の印	28	航空自衛隊 第4補給処 高蔵寺支処

注：1 省印は、必要に応じて作成するものとする。

2 彫刻する文字には、末尾に「印」又は「之印」を加えることができる。

別表第2（第3条、第5条関係）（職印）

区 分	寸法 〔ミリメー トル平方〕	彫刻する文字例
編合部隊長の印	30	航空自衛隊 北部航空方面隊 司令官
編制部隊長の印	30	航空自衛隊 第2航空団 司令
※編制単位群部隊長の印	23	航空自衛隊 第3航空団 整備補給群司令
※編制単位部隊長の印	23	航空自衛隊 第4航空団 管理隊長
※自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定に基づき特別に編成された部隊長の印	23	航空自衛隊 イラク復興支援派遣輸送航空隊司令
機関の長の印	30	航空自衛隊 幹部候補生 学校長
地方機関の長の印	23	航空自衛隊 第4補給処 高蔵寺支処長
基地司令の印	30	航空自衛隊 千歳基地司令
分屯基地司令の印	23	航空自衛隊 稚内分屯基地司令
航空幕僚監部の部長の印	23	防衛省 航空幕僚監部 総務部長
航空幕僚監部科学技術官の印	23	防衛省 航空幕僚監部 科学技術官
航空幕僚監部監理監察官の印	23	防衛省 航空幕僚監部 監理監察官

航空幕僚監部首席法務官の印	23	防衛省 航空幕僚監部 首席法務官
航空幕僚監部首席衛生官の印	23	防衛省 航空幕僚監部 首席衛生官
※航空幕僚監部の課長の印	23	防衛省 航空幕僚監部 総務部 総務課長
航空総隊司令部幕僚長の印	23	航空自衛隊 航空総隊司令部 幕僚長
航空総隊司令部の参事官、部長、情報課長、監理監察官、法務官及び医務官の印	23	航空自衛隊 航空総隊司令部 総務部長
航空方面隊司令部幕僚長の印	23	航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 幕僚長
航空方面隊司令部の部長、監理監察官、法務官及び医務官の印	23	航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 装備部長
航空支援集団司令部幕僚長の印	23	航空自衛隊 航空支援集団司令部 幕僚長
航空支援集団司令部の参事官、部長、情報課長、監理監察官、法務官及び医務官の印	23	航空自衛隊 航空支援集団司令部 防衛部長
航空教育集団司令部幕僚長の印	23	航空自衛隊 航空教育集団司令部 幕僚長
航空教育集団司令部の部長、監理監察官及び医務官の印	23	航空自衛隊 航空教育集団司令部 総務部長

航空開発実験集団司令部幕僚長の印	23	航空自衛隊 航空開発実験集団司令部 幕僚長
航空開発実験集団司令部の部長、監理監察官及び医務官の印	23	航空自衛隊 航空開発実験集団司令部 研究開発部長
航空開発実験集団司令部装備課長の印	23	航空自衛隊 航空開発実験集団司令部 装備課長
補給本部の部長、監理監察官、法務官及び医務官の印	23	航空自衛隊 補給本部 計画部長
補給本部技術課長の印	23	航空自衛隊 補給本部 技術課長
※機関の総務課長の印	23	航空自衛隊 第1術科学学校 総務課長
輸送役務発注担当官に指定された官職の印	23	航空自衛隊 第2高射群 第8高射隊業務小隊長

注：1 ※印のものは、必要に応じて作成するものとする。

2 輸送役務発注担当官に指定された官職とは、航空自衛隊輸送規則（昭和52年航空自衛隊達第16号）別表第3に規定する指定官職をいう。

3 彫刻する文字には、末尾に「印」又は「之印」を加えることができる。

別表第3（第3条、第5条関係）（会計機関印）

区 分	寸法 [ミリメー トル平方]	彫刻する文字例
歳入徴収官の印	23	航空自衛隊 北部航空方面隊司令部 歳入徴収官
支出負担行為担当官の印	23	防衛省 航空幕僚監部 支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官の印	23	航空自衛隊 第2補給処 分任支出負担行為担当官
官署支出官の印	23	防衛省 航空幕僚監部 官署支出官
契約担当官の印	23	航空自衛隊 第2航空団 契約担当官
物品管理官の印	23	航空自衛隊 物品管理官
分任物品管理官の印	23	航空自衛隊 1234分任物品管理官
資金前渡官吏の印	23	航空自衛隊 航空中央業務隊 資金前渡官吏
分任資金前渡官吏の印	23	航空自衛隊 第9航空団 分任資金前渡官吏
収入官吏の印	23	航空自衛隊 第11飛行教育団 収入官吏
歳入歳出外現金出納官吏の印	23	航空自衛隊 幹部候補生学校 歳入歳出外現金出納官吏
政府保管有価証券取扱主任官の印	23	航空自衛隊 幹部学校 政府保管有価証券取扱主任官

注：彫刻する文字には、末尾に「印」又は「之印」を加えることができる。

別紙様式第1（第6条関係）

発簡番号

発簡年月日

航空幕僚長 殿
（総務課長気付）

発簡者名

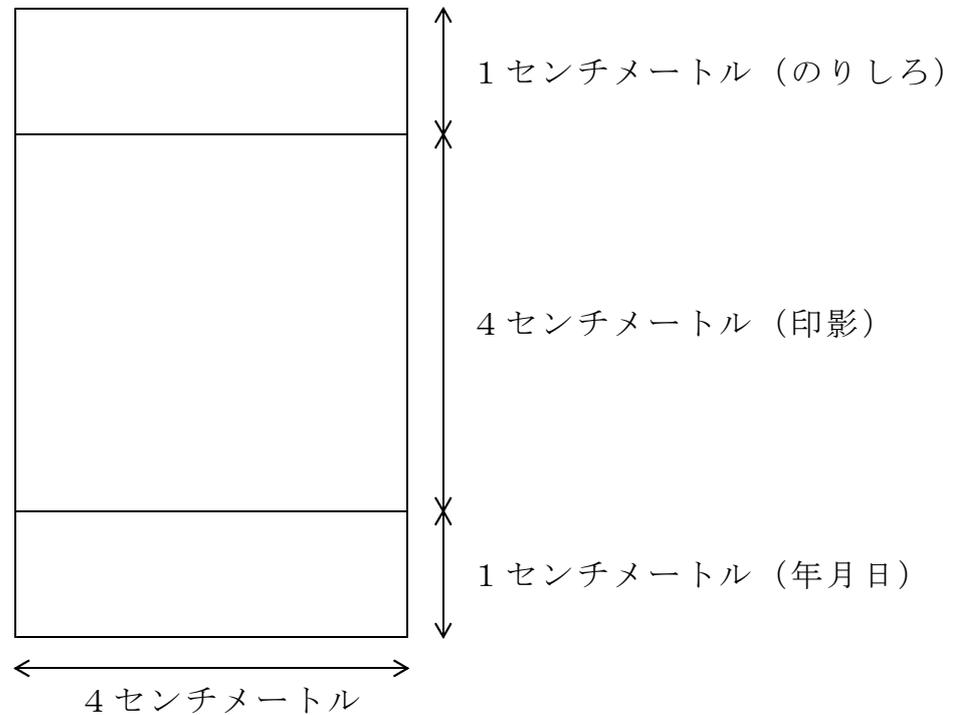
公印の作成（改刻）について（報告）（登録外報告）

〇〇〇の公印を、下記の理由により作成（改刻）したので、別紙のとおり報告する。

記

添付書類：別紙「印影」

注：1 別紙は、次の様式の印影登録用紙に鮮明に押印したものを公印
1個につき1枚をのりづけする。



用紙は、白色上質紙とし、年月日欄には、使用開始年月日を数字のみで記入する。

- 2 改刻を届け出た場合は、旧印の廃止の届出は要しない。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第6条関係）

発簡番号

発簡年月日

航空幕僚長 殿
（総務課長気付）

発簡者名

公印の廃止について（報告）（登録外報告）

〇〇〇の公印を、下記の理由により〇月〇日限り廃止するので、
報告する。

記

